

# 和地ひとみレポート No.291

東大和市議会平成30年第3回定例会 一般質問 “市の子ども子育て施策について”  
市民が愛着を持ち、共有できるものを目指して



## ■第3回市議会定例会 一般質問

…9月4日～9月25日を会期とした平成30年第3回市議会定例会で、私は以下のテーマについて一般質問で取り上げました。

### ■東大和市市制50周年記念事業 ※この内容はNo.290に掲載

- ①過去の市制周年記念事業の実施状況について
- ②予定している市制50周年記念事業について  
→実施決定の経緯、実施の目的と期待する効果、実施にあたっての課題と対応策について

### ■市の子ども子育て施策について

「子ども子育て応援宣言(憲章)」のような市の子ども子育て施策のビジョンの明示について  
→他自治体の状況や見込まれる効果、そして、今後の方向性について

### ■持続可能な自治体経営について

現在の課題や取り組みや今後の方向性について

## ■子育て支援施策も次のステップへ

…東大和市では「日本一子育てしやすいまち」を目指し、今まで様々な施策に取り組んできました。その甲斐もあり、昨年は日本経済新聞社と日経BP社の共働き子育て家庭向け情報サイト「日経DUAL」が実施した『子育て支援制度に関する調査』において、「共働き子育てしやすい街」の総合3位となるなど、外部からの評価も得られるまで目標に近づくことができている。

…一方で、「子育てしやすいまち」は行政だけで実現するものではなく、市民全員で作上げるものだと思います。また、『子育てしやすい』という保護者目線だけではなく、子ども自身の目線からも「東大和で育って良かった」と思えるように全市民で目指す目標や大切にすることなど基本的な方針を共有できるもの＝憲章などの制定も必要だと思います。「日本一子育てしやすいまち」を目指して数年が経過した今、次のステップに取り組むべきだと考え、そのあたりの市の考えについて確認しました。

## ■他市の状況、見込まれる効果は

…少子高齢化と人口減少の進展、自治体間競争の激化、女性の社会進出、そして虐待やいじめなど子どもを取り巻く問題も多いことの影響もあり、全国の多くの自治体が「住みやすいまち」「子育て支援」、「子どもを大切に」施策を積極的展開しています。

このような取組みの一つとして、多くの自治体が「子ども」「子育て」に関連した“宣言”や“憲章”、“条例”を制定しています。…市で把握している多摩26市におけるこれらの制定状況については、以下の答弁がありました。

### 【宣言】2市

**町田市:**昭和41年(1966)に青少年とともに行動し、市民が一丸となって明るく住みよい市の建設に邁進することを決意し、「町田市青少年健全育成都市宣言」を行なった。

**八王子市:**平成13年(2001)に国連の「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」の精神を尊重し、「八王子市子どもすこやか宣言」を行なった。

### 【憲章】2市

**町田市:**平成8年(1996)に「町田市青少年健全育成都市宣言」30周年にあたり、誓いを新たなものにするために「町田市子ども憲章」を制定。子どもは、自立に向けて努力し、大人は、子どもの自立の支えとなるための行動の指針として、子どもが中心となって起草。

**三鷹市:**平成20年(2008)に子どもたちが未来に向けて健やかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として「三鷹子ども憲章」を制定。

### 【条例】4市

**武蔵野市:**平成15年(2003)に保護者、市民、事業者、市等の責務を果たすことにより、児童虐待の防止及び子育て家庭への支援を図り、児童が心身ともに健やかに育成されることを目的とし「武蔵野市児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例」を制定。

**調布市:**平成17年(2005)に子どもの健やかな成長を図るため、家庭、学校等、地域、事業主及び市は、協働して子どもへの支援に取り組み、子どもが夢を持って健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指すことを宣言し、「調布市子ども条例」を制定。

**日野市:**平成20年(2008)に児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの権利を定め、児童虐待やいじめなどで苦しんでいる子どもを救っていくこと、その体制を市や地域でつくり、子どもが自分らしく、健全に育っていくことを目的に「日野市子ども条例」を制定。

**小金井市:**平成21年(2009)に子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定。

(裏面に続く)

…また、まだ制定にはいたっていないものの、西東京市が平成 19 年度に「子どもの権利に関する条例」の策定の検討に着手し、平成 30 年（2018）6 月から 7 月にかけて「（仮称）西東京市子ども条例」の制定に向けたパブリックコメントを実施していることも把握しているとのこと。

…そして、見込まれる効果については「宣言を行う、または憲章を制定することにより、子どもと大人が相互に尊重し合うこと、子どもの豊かな感性や自己肯定感を育むこと及び地域社会の一員・次世代の担い手として育成していくこと等の子どもと大人の共通した目標を示すことができる。また、市民の皆様の共感と行動意欲の醸成が図られるとともに、市の内外を問わず、これまで取組んできた『日本一子育てしやすいまちづくり』のひとつの象徴として、広くアピールしていけるものと考えている。」とのことでした。

## ■ “宣言” “憲章” “条例” の違いは

…それぞれの自治体が“宣言”、“憲章”、“条例”を制定していますが、これらの違いについて確認をしました。

### “宣言”と“憲章”は…

共に都市のシンボル、基本的な計画の理念的基盤とされており、制定すべき目的と内容により、どちらかの形式が選択されている。

### 相違点は…

“宣言”は、宣言することに重きがあり、制定趣旨の継続性は、あまりない。理念は、限られた単一の関心事項に対する見解が中心となり、社会情勢や世論の変化により、急速にその意義が薄れてしまうことがある。宣言の対象は、その市民だけでなく、その地域を越えた広域（他の自治体等）を意識したものとされている。

“憲章”は、制定趣旨の継続性として、後から続く運動を喚起し、理念は数箇条で表現され、努力目標が多面的に示される。制定された時点から、半永久的に市民の行動規範になることを原則としており、その市民のみを情報の受け手として意識したものとされている。

### “条例”は…

市の最高規範となるもので、自治実現のための制度や仕組みを定め、制定趣旨の基本理念や基本原則やビジョンが示される。さらに、市民の基本的権利や責務を規定し、強制力や罰則といった法的実効性が求められるものとされている。

…“宣言”、“憲章”、“条例”のどの形態を取るにしても、そもそもの制定の目的を考えると「制定して終わり」ではなく、親しみやすく、市民が身近に感じ、いつも心に留められて、行動できるものにすべきだと私は考えています。このような点からも、硬い文言で何条もある“条例”や宣言して終わってしまうような“宣言”よりも、“憲章”の方がこの取組みについてはふさわしいのではないかと感じました。また、子供関連の条例については、いわゆる「理念条例」となります。近年、多くの自治体が制定している、「理念条例」については、基本的な理念、政策を首長と議会の共通の意思として表明するという意義もある一方で、乱用すれば“条例”としての効果が

が薄れることになるため、“条例”自身の権威を損ない、自治立法権の空洞化を招くことにもなるとの慎重論もあります。

…市長答弁では、「市制 50 周年を迎える 2020 年に次の 50 年間で展望した『東大和らしいまちづくり』の方向性のひとつとして、子ども・子育て施策のビジョンを宣言または憲章という形で発信し、『日本一子育てしやすいまちづくり』を家庭や学校、地域の相互理解と協力の下に総合的に推進したい」との答弁がありました。そこで、なぜ「子どもの権利条例」ではなく、“宣言”または“憲章”の制定を検討することにしたのかという点について確認したところ「制定することにより、子どもの豊かな感性や自己肯定感を育むことや地域社会の一員・次世代の担い手として育成していくこと等の子ども・子育てに対する市の施策の目標が明示され、市民の皆様の共感と行動意欲の醸成が図られるものと考えている。また、“宣言”または“憲章”の内容については『簡潔に、わかりやすく、覚えやすく、理解しやすい、短いセンテンスで共通した理念・ビジョンを示すものとされている。一方、条例は、市の最高規範で、市民の基本的権利や責務を規定し、法的実効性が求められるとされているため、“宣言”“憲章”について検討を始めた。」とのことでした。

## ■作成過程と作成後がキモ

…今回このテーマを質問するにあたり、私は様々な自治体の例や学識者の資料などを調べました。そして「子ども憲章」制定の意義や目的を実現化するには、作成段階がキモで、大人からの押し付けではダメ、子どもの意見や「子どもの言葉」を入れることが必要だと感じました。市長答弁では市制 50 周年に合わせて制定する計画とのことでしたが、後々、活きるものとするために丁寧に作成するとしたら、スケジュール的に様々な課題があると思いました。制定に向けての課題についての市の認識は、「文案作成にあたっては、子どもと大人が共に取組むもの、双方で取組めるような内容にしていく必要がある。大人の見解は、東大和市子ども・子育て支援会議や青少年関係の会議や団体の協力得ること。そして、子どもたちの参加・参画を得た方が望ましいので、教育委員会、学校等の協力を得ること。また、国が平成 6 年（1994）に批准した「子どもの権利条約（正式：児童の権利に関する条約）」の精神を尊重するとともに『東大和らしさ』を出すことが課題だと思う。」との答弁でした。

…また、制定については「制定することが目的」ではありません。制定後、どのように活用するか。そして、大人への周知だけではなく子どもへの周知ということも重要だと思います。例えば、憲章の内容を易しく解説した絵本を作成し、小学校の入学祝いとすることや、学校の各教室の黒板の上に掲示してもらうことなども可能だと思います。教育長からは「形骸化してしまわないように、子どもたちに覚えてもらえるような活用の方策を市長部局と連携しながら検討したい」との答弁もありました。東大和市では、ぜひ、市民が誇れ、愛着の持てるものを目指して取り組んでほしいと要望しました。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」



東大和市 市議会議員  
和地 ひとみ

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>  
✉ [wachi\\_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp) 【電話・FAX】 042-516-8546  
〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102